

理事会運営規定

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、当団体の理事会の運営に関する基本事項を定め、適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規定は、当法人の理事会の運営に関する事項について適用する。

第3条（理事会の権限）

理事会は、当法人の業務執行に関する重要事項を決定し、理事の職務執行を監督する。

第2章 理事会の構成

第4条（構成）

理事会は、当法人の理事をもって構成する。

第5条（議長）

理事会の議長は、理事長が務める。ただし、理事長が欠席または欠員の場合は、あらかじめ指名された理事が議長を務める。

第3章 理事会の開催

第6条（開催頻度）

理事会は、原則として年1回開催する。ただし、必要がある場合には臨時理事会を開催することができる。

第7条（招集）

理事会は、理事長が招集する。ただし、理事の過半数の請求がある場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

第8条（通知）

理事会の開催通知は、開催日の3日前までに、議題、日時、場所を明記して各理事に通知する。

第4章 議事運営

第9条（定足数）

理事会は、理事の過半数が出席しなければ開催することができない。

第10条（議決）

理事会の議決は、出席理事の過半数の同意による。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

第11条（議事録）

理事会の議事内容は、議事録として作成し、議長および出席理事の一部が署名または記名押印するものとする。

第5章 補則

第12条（規定の改正）

本規定の改正は、理事会の議決を経て行うものとする。

第13条

本規定は制定の日より之を実施する。

2023年11月25日

福井県あわら市中浜1-1
一般社団法人あわらテクノロジー協議会
代表理事 齋藤恭子